

平成26年 月 日

各 位

京都市環境政策局循環型社会推進部
廃 棄 物 指 導 課
(連絡先075-366-1394)

建設工事から発生する産業廃棄物の適正処理の徹底について

日頃は、本市の廃棄物行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

建設工事から生ずる廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）については、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月30日付け環廃産第110329004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）に沿って、適正に処理を行っていただいているところ

です。
しかしながら、一部の事業者において、次のような産業廃棄物の不適切な処理事例が見受けられますので、改めて適正処理の徹底をお願いします。

- | |
|---|
| <p>① 適正に委託契約を結ぶことなく、元請業者が産業廃棄物の処理を下請業者に委託していた。</p> <p>【留意点】元請業者が下請業者に産業廃棄物の処理を委託する場合は、当然のことですが、予め委託契約を書面で行うなど、委託基準を遵守する必要があります。</p> <p>② 木くず、紙くず、がれき類及び土砂等が混在した建設廃棄物（通称「解体ミンチ」）をふるいで選別した際に生じた残さ（以下「ふるい下残さ」という。）を土砂として処分していた。</p> <p>【留意点】土砂と廃棄物を完全に選別することは難しいため、ふるい下残さは産業廃棄物として処分する必要があります。</p> <p>③ 掘削工事に伴い発生した汚泥を天日乾燥又は薬剤添加処理した後、土砂として処分していた。</p> <p>【留意点】汚泥か否かは、発生段階で判断する物であり、天日乾燥等により泥状を呈さなくなったとしても、汚泥として処分する必要があります。</p> |
|---|

なお、このような違反行為には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により厳しい罰則が科せられており、本市も「行政処分の指針」（平成25年3月29日付け環廃産第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）に沿って厳正に対処することとしています。

※ 上記事例は、①委託基準違反（法第12条第6項違反）、②③無許可業者への委託及び不法投棄（法第12条第5項及び法第16条違反）が問われることとなります。